

自動車保険証券



取締役社長 佐藤 史朗

作成日：令和5年12月2日 ※内容は作成日時点のものとなります。

証券番号 C897472600

当社は、この保険証券に表示された保険の普通保険約款ならびに特約、その他の記載事項に従い、保険契約者との保険契約を締結し、その証として保険証券を発行します。  
※この保険証券は、デジタル発行しているものです。

契約者	氏名	デジタル証券 1
	住所	〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目1-1サンシャイン60-40F

契約の内容	保険の種類	おとなの自動車保険（セゾン自動車保険）		記名被保険者 (主に使用する方)	氏名	デジタル証券 1
	契約区分	ノンフリート			生年月日	平成12年1月25日(22歳)
	契約日	令和5年1月7日			住所 (市区郡まで表記)	東京都豊島区
	保険期間	令和5年1月1日 午後4時から 令和6年1月1日 午後4時まで 1年間				

契約自動車	車名	プリウス	型式	ZVW52	料率クラス	対人6 対物5 傷害6 車両9
	登録番号 (車両番号)	函館 305 あ 0000	車台番号	ZVW52-123123	初度登録	平成30年1月
	用途車種	自家用普通乗用車	主な使用地 (都道府県)	東京都	使用目的	日常・レジャー
	車両所有者	デジタル ショウケン	所有権留保	無	みなし所有者	
	前年走行距離	新規契約区分	オドメーター値	2,000km	オドメーター値 確認日	令和5年1月1日

補償の対象となる運転者の範囲

○：補償の対象となる運転者  
×：補償の対象とならない運転者

運転者の範囲に関する特約	運転者限定特約(本人・配偶者・別居未婚の子補償型)							
運転者の範囲 (記名被保険者を本人とした場合の運転者の範囲です。)	本人	○	配偶者および 別居未婚の子	○	同居の子	×	左記以外の方	×
運転者の範囲は「記名被保険者(ご本人)もしくはその配偶者またはそのいずれとも別居の未婚の子」に限定されます。同居の子:運転者⇒なし	記名被保険者本人です。		年齢問わず運転者の範囲に含まれます。		「本人・配偶者」のいずれかと同居しているお子様をいいます。未婚・既婚を問いません。また、「同居の子」の配偶者(「本人・配偶者」のいずれかと同居している場合に限り)も含まれます。		本人・配偶者・別居の未婚のお子様、同居のお子様またはその配偶者以外の方(別居の既婚のお子様、友人・知人等)をいい、年齢を問わず運転者の範囲に含まれます。	

その他特約等	等級 / 事故有係数適用期間	6S等級 (事故有係数適用期間 0年)	
	その他特約・特則	・通販特約 ・継続うっかり特約	・ゴールド免許割引 割増引

保険料	払込方法	一括払(払込票)	保険料のお支払い に関する特約	払込期日	保険期間の初日の属 する月の翌月の末日
	保険料	149,960円	分割払年間保険料		

※保険期間途中で、契約内容やお車の変更があった場合、保険料欄には変更後の契約内容の年間保険料が表示されます。実際にお支払いいただいた保険料とは異なる場合がありますのでご了承ください。

ご契約後、当社に通知いただく必要のある事項に変更が生じる場合や、保険証券に記載の内容に変更が生じる場合は、所定のお手続きが必要になります。右記ホームページから変更手続きを行っていただくか、ご継続・異動受付センターへご連絡ください。

こんな場合は必ず契約内容変更のお手続きをしてください。

以下の項目に変更が生じた場合 (通知事項)	ご契約内容に変更が生じた場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>登録番号・用途車種</li> <li>主な使用地(都道府県)・使用目的</li> <li>前契約の事故件数</li> <li>前契約の解約(解除)歴</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両入替・契約自動車を譲渡するとき</li> <li>記名被保険者の変更</li> <li>保険金額の増額や特約の追加</li> <li>運転者の範囲の変更</li> <li>ご契約者の住所が変更となるとき</li> </ul> <p>など</p>

ご契約内容の確認・変更、お問い合わせ

ホームページ

おとなの自動車保険  検索  または、下記の URL を入力願います。

パソコン <https://www.ins-saison.co.jp/otona/>

スマートフォン <https://www.ins-saison.co.jp/sp/otona/>

ご継続・異動受付センター

TEL:0120-163-037 (通話料無料)

受付時間: 9:00 ~ 17:30 (年末年始を除く)

事故・ロードアシスタンスのご連絡

TEL:0120-00-2446 (通話料無料)

受付時間: 24 時間 365 日受付

IP 電話ご利用の場合 (有料電話): 050-3786-2446

証券番号

C897472600

## 補償内容・保険金額・自己負担額

相手への賠償	対人賠償	◎	無制限	ご契約のお車による事故で、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険などの補償額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	
	対物賠償	◎	無制限	ご契約のお車による事故で、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。	
		特約			
	被害者救済費用特約	◎	無制限	ご契約のお車の欠陥等により、人身または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用に対して保険金をお支払いします。	
「自身や搭乗者などの補償」	人身傷害	◎	1名につき3,000万円 (車内のみ補償タイプ)	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷したことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。	
		特約			
	搭乗者傷害	×	■ 死亡・後遺障害 補償されません ■ 入通院一時金 補償されません	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、所定の保険金をお支払いします。	
		特約			
	無保険車傷害	◎	無制限	自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手の自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。	
「契約の自動車の補償」	車両保険	○	車対車衝突危険限定 協定保険価額:220万円 自己負担額:1回事事故0万円 2回目以降事故0万円	衝突、接触などの偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。	
		特約			
		○	お車同士の事故	ご契約のお車が、相手自動車（バイクや原付も含みます。）との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合に、保険金をお支払いします。	
		×	火災・落書き・いたずら・台風	ご契約のお車が、火災・爆発、落書き・いたずら、台風・竜巻、洪水・高潮などの水災、または物の落下・飛来により損害を被った場合に、保険金をお支払いします。	
		×	盗難	ご契約のお車が盗難に遭った場合に保険金をお支払いします。お車の部品の盗難や、盗難されている間に被った損害も補償します。	
	×	自宅・車庫での水災	自宅の車庫など、ご契約のお車の通常の保管場所に駐車中に、洪水などでご契約のお車が浸水や水没した場合に保険金をお支払いします。		
	×	単独事故・当て逃げ	相手がいらない事故、または相手が不明の場合のご契約のお車の損害に対して、保険金をお支払いします。		
		車両全損修理時特約	×	補償されません	車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が保険金額を超過し、実際に修理した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いします。
		事故時代車費用特約	×	補償されません	ご契約のお車が車両保険の補償対象となる事故で損害を被り、修理中などに当社の指定するレンタカーを借りた費用（実費）について支払限度日額を限度として、お支払いします。
		車両無過失事故に関する特約	○		ご契約のお車の運転者に過失のない被害事故で、一定の条件を満たす場合に車両保険のお支払いをした場合でも、ノーカウント事故として取り扱います。
	ロードアシスタンス特約	○	応急処置・運搬費用 1事故15万円限度 宿泊費用 1事故1名につき1万円限度 移動費用 1事故1名につき2万円限度	ご契約のお車が事故、故障などで走行不能となった場合に、応急処置・運搬・宿泊・移動などにかかった費用を保険金としてお支払いします。	
その他の補償	他車運転特約	◎		被保険者が借用中の自動車を運転中の事故について、借用中の自動車をご契約のお車とみなしてご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。	
	契約自動車の入替自動補償特約	◎		ご契約のお車を手放され、新たにお車を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合、取得された日の翌日から30日以内に入替の通知があり、当社が受領したときは、その間の事故を補償します。	
	車両身の回り品補償	×		盗難や偶然な事故などにより、ご契約のお車に損害が生じ、その直接の結果としてご契約のお車に積載している動産に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	
	ファミリーバイク特約	×		記名被保険者およびそのご家族が、原動機付自転車に事故を起こした場合、その事故により生じた損害賠償や、ご自身のケガなどについて保険金をお支払いします。	
	自転車傷害特約	×		記名被保険者およびそのご家族が、自転車事故により死傷され、死亡・後遺障害を被った場合、または入院した場合に所定の金額をお支払いします。	
	弁護士費用特約	×		被保険者が自動車に関わる人身被害事故や物損被害事故に遭い、相手方に対して損害賠償請求を行う際に生じる弁護士費用や法律相談・書類作成などの費用を保険金としてお支払いします。	
	個人賠償責任特約	○			記名被保険者およびそのご家族が自動車事故以外の日常生活における偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害に対して、保険金をお支払いします。

「◎」自動セットされます。「○」補償されます。「×」補償されません。補償内容の詳細は、「普通保険約款・特約集」「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」をご確認ください。